

平成20年度
決算

稚内市の財政状況をお知らせします！



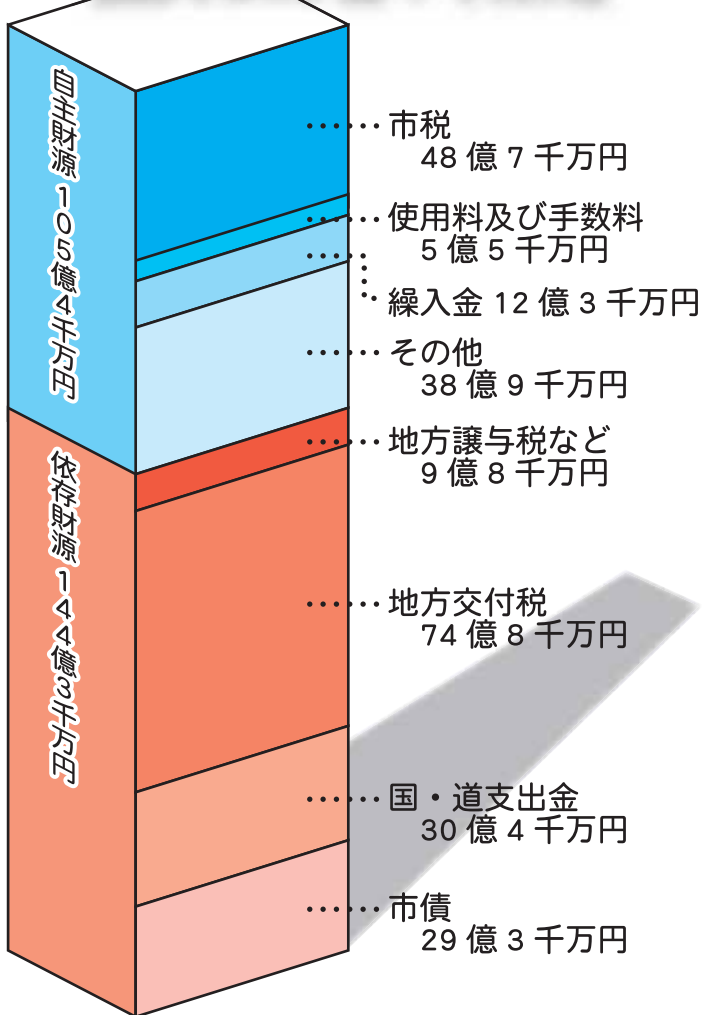
そもそも、「財政」という言葉は知っていても、内容は専門的でわかりにくいと
思っている市民の皆さんが多いのではないのでしょうか？

これからのまちづくりは、皆さんと一緒に、知恵を出し合い、工夫していかなければなりません。そのためにはまず、皆さんに市の財政状況を知ってもらい、
情報を共有することが大切です。

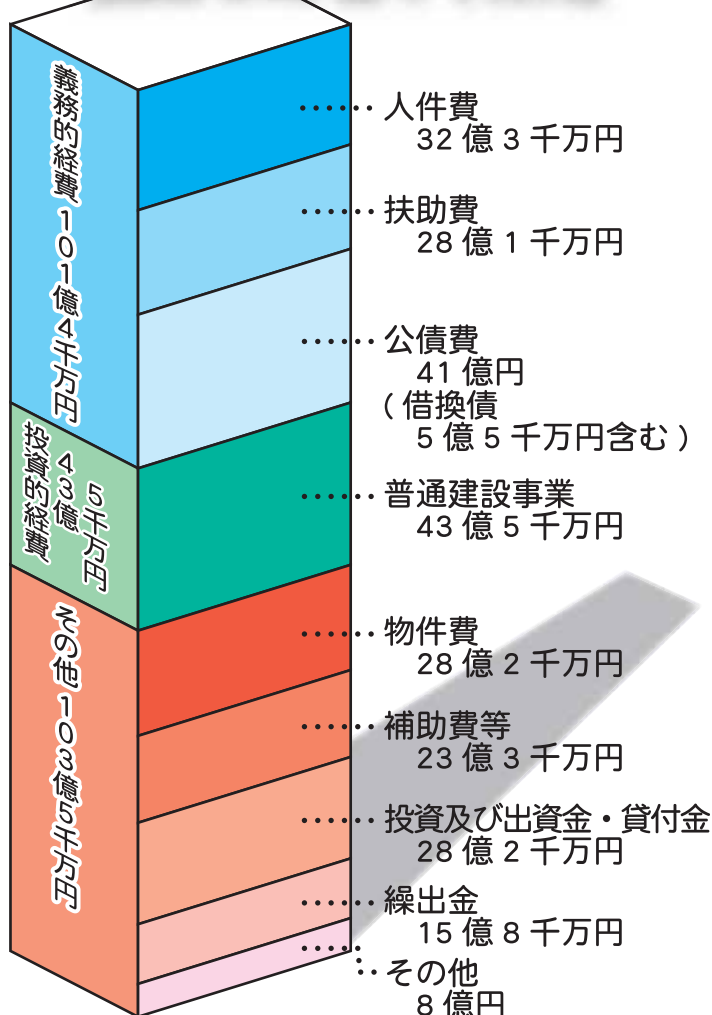
そこで今回は、市の財政状況について皆さんの質問にお答えし、少しでも「財政」
を身近に感じてもらい、興味を持っていただけたらと考えています。



【歳入 249 億 7 千万円】



【歳出 248 億 4 千万円】



Q1

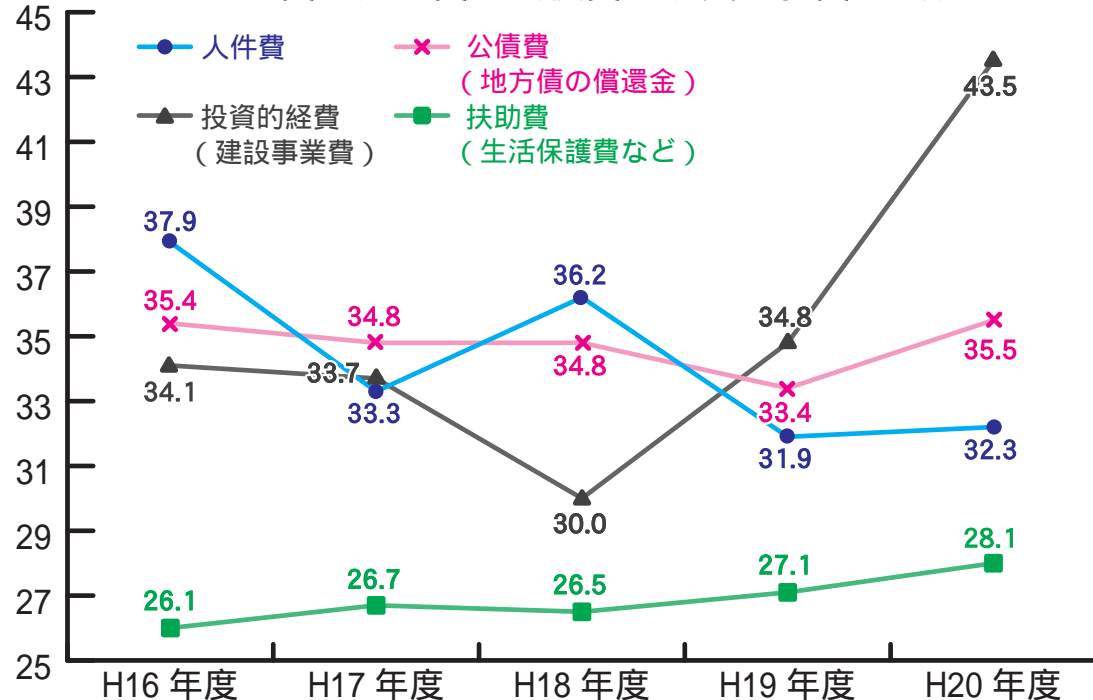
稚内市は平成20年度の1年間に
どれくらいのお金を使っているの？

市では、1年間に249億7千万円の収入があり、248億4千万円を使って市政の運営を行いました。

ちなみに、市民の皆さん1人当たりで考えると、61万5千円の収入の中から、住民の福祉向上や教育の充

実のための事業で61万2千円を支出して、3千円が残ったということになります。

(単位：億円) 人件費・扶助費・公債費・投資的経費の状況



経常収支比率とは、市税などの経常的な収入が、人件費などの経常的な支出にどの程度使われているのかという割合を示すものです。左の図を見ても、退職者の不補充などにより人件費は減ってきていますが、扶助費や公債費が増えています。

この比率は、80%程度が望ましいとされていますが、稚内市は93%となっています。そのため、財政が硬直化していると言えます。(この表における数値は、普通会計の数値となっておりますので、公債費から借換債を除いて

Q2

稚内市では、自由に使えるお金
がどのくらいあるのですか？

Q3

他の市と比べて、稚内市の歳入・歳出は多いの？少ないの？

| | |
|-------------|---|
| 稚内市 | 各項目 1人当たりの金額 (全道順位) 総額に占める割合 |
| 全道平均 | 1人当たりの金額 総額に占める割合 |



下の表の見方はこのようになっています！矢印は稚内市の数値が全道平均よりも高いか低いを表しています。

北海道34市(※1)の1人当たりの決算額を比較したものが下の表です。その年によって、各市色々の要因があるため、一概に比べることはできませんが、稚内市がこの1年間の分野に力を注いできたかがわかります。

平成20年度は、「教育費」や「投資的経費(建設事業)」に重点的に配分し、行政運営を行いました。

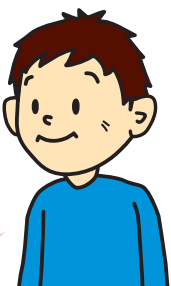
※1：財政再生団体である夕張市を除いています。

○歳入

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| 市税 ↑ 123,123円 (9番目) 20.0% | 地方譲与税・各種交付金 ↑ 24,894円 (7番目) 4.0% | 地方交付税 ↑ 189,297円 (15番目) 30.8% | 分担金・負担金 ↓ 5,147円 (9番目) 0.8% | 使用料・手数料 ↓ 15,827円 (14番目) 2.6% |
| 112,859円 21.9% | 21,336円 4.1% | 175,805円 34.1% | 6,541円 1.3% | 17,482円 3.4% |
| 国・道支出金 ↓ 76,975円 (22番目) 12.5% | 財産収入 ↑ 5,411円 (6番目) 0.9% | 繰入金 ↑ 30,984円 (1番目) 5.0% | 地方債 ↑ 57,741円 (4番目) 9.4% | その他 ↑ 85,813円 (5番目) 14.0% |
| 80,704円 15.7% | 3,829円 0.7% | 9,010円 1.8% | 35,772円 6.9% | 54,027円 10.1% |



たしかに教育費や投資的経費が、全道の中でも上位ね！



子育てや市民生活に必要な事業を重点的に行ったんだね！

○歳出

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 総務費 ↑ 67,365円 (8番目) 11.0% | 民生費 ↓ 117,866円 (25番目) 19.3% | 衛生費 ↑ 55,253円 (11番目) 9.0% | 労働費 ↑ 1,667円 (9番目) 0.3% | 農林水産業費 ↑ 80,600円 (1番目) 13.2% |
| 57,318円 11.3% | 136,247円 26.9% | 46,038円 9.1% | 1,470円 0.3% | 19,189円 3.8% |
| 商工費 ↑ 31,068円 (8番目) 5.1% | 土木費 ↑ 88,713円 (11番目) 14.5% | 消防費 ↑ 17,408円 (14番目) 2.8% | 教育費 ↑ 57,060円 (3番目) 9.3% | 公債費 ↑ 89,694円 (10番目) 14.7% |
| 24,549円 4.9% | 80,690円 16.0% | 17,266円 3.4% | 41,647円 8.2% | 77,053円 15.2% |

| |
|--|
| 議会費 ↑ 5,147円 (13番目) 0.8% |
| 4,497円 0.9% |

目的別経費一覧

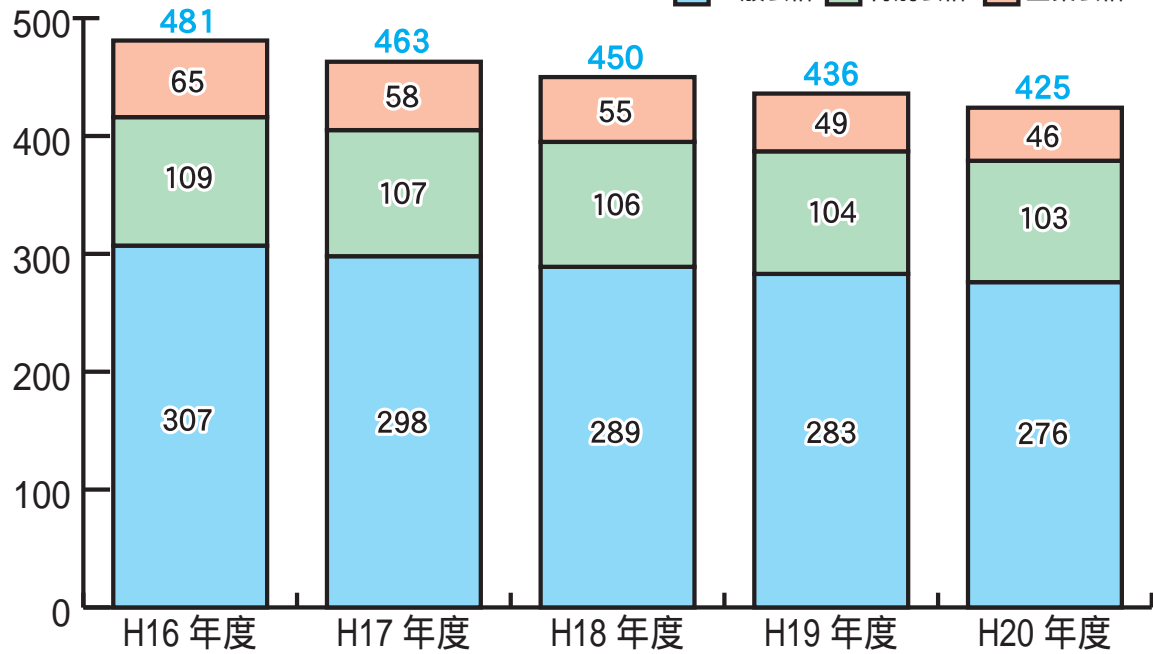
- 投資的経費** 道路、公園、学校などの建設や大規模改修など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費や災害復旧事業費があります。
- 経常収支比率** 人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費などに使われた一般財源の額が、市税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合を表した比率です。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なく、財政が硬直化していると言われます。
- 健全化判断比率** 実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つからなる財政状況を判断する比率です。
- 実質赤字比率** 稚内市の場合、一般会計の赤字割合を示す比率です。
- 連結実質赤字比率** 一般会計に加え、特別会計、公営企業の会計をすべて含めた場合の赤字割合を示す比率です。
- 実質公債費比率** 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさを示す比率です。
- 将来負担比率** 借入金のほか、退職手当、第三セクターへの損失補償など、市が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。
- 資金不足比率** 公営企業に資金不足が生じていないか(赤字となっていないか)をみる比率です。

※この他の財政用語については、ホームページに掲載しています。

| 人件費 ↓ 81,444円 (16番目) 13.3% | 扶助費 ↓ 70,945円 (18番目) 11.6% | 公債費 ↑ 89,694円 (10番目) 14.7% | 物件費 ↑ 71,366円 (6番目) 11.7% | 維持補修費 ↑ 15,966円 (4番目) 2.6% |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 85,860円 17.0% | 76,222円 15.1% | 77,037円 15.2% | 53,866円 10.6% | 10,916円 2.1% |
| 補助費等 ↓ 59,063円 (15番目) 9.6% | 繰出金 ↑ 40,539円 (16番目) 6.6% | 積立金 ↓ 3,807円 (18番目) 0.6% | 投資・出資・貸付金 ↑ 68,904円 (3番目) 11.3% | 投資的経費 ↑ 110,113円 (2番目) 18.0% |
| 61,159円 12.1% | 42,475円 8.4% | 8,081円 1.6% | 37,344円 7.4% | 53,004円 10.5% |

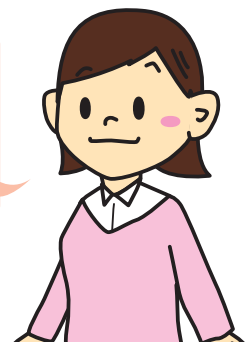
▲ 性質別経費一覧

● 地方債残高（単位：億円）



Q4 稚内市はいつの借入金（地方債）があるのですか？
 稚内市の借入金残高は、すべての会計を合わせ、平成20年度末で425億円となっています。市民1人当たりにして107万6,175円の残高となります。平成19年度末では、436億円でしたので11億円減少していることになります。

残高は少しずつ減少してきているね！



平成19年度から「財政健全化判断比率」というものができました。稚内市のこれらの比率は、イエローカードである早期健全化基準を下回っていますので、このまま行政改革などの取り組みを継続すれば、健全性が維持でき財政破綻することはありません。

Q6 将来、稚内市の財政は大丈夫ですか？

この借入金は、現在稚内市に住んでいる方だけではなく、これから生まれてくる子どもたちなど、将来施設を利用する市民の皆さんにも、公平に負担していただくこととなります。ただし、借入れをする時は「返済額以上に借入れをしない」という方針であるため、借入金残高が増えることはありません。

Q5 借入れはしなければならぬものなのでしょうか？

社会基盤整備（道路や学校などの公共施設整備）は今後も必要ですが、これらを整備するには多額の費用がかかるため、借入れをすることになります。

■ 用語解説

一般会計

市の行政運営の基本的な経費を計上している会計です。行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほか特別会計を設けています。

特別会計

特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して、個別に処理するための会計です。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように、法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがあります。

企業会計

地方財政上は、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のことです。稚内市の場合、水道事業会計と病院事業会計が地方公営企業法の適用となっており、企業会計方式をとっています。

自主財源

市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。

依存財源

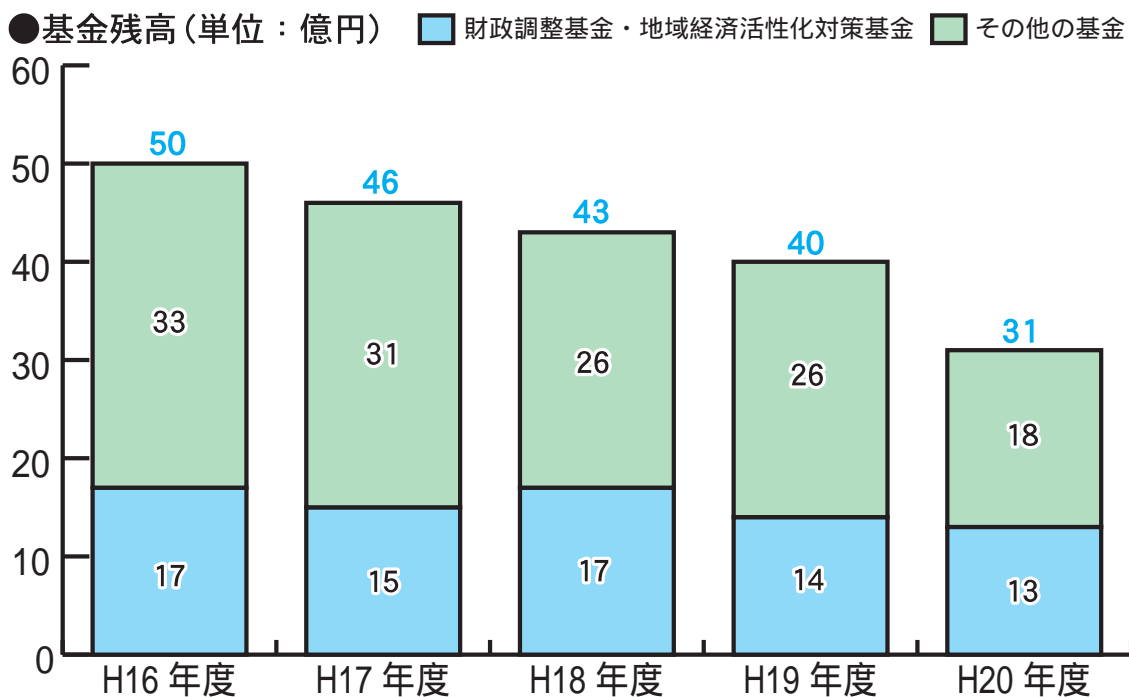
国や道の基準に基づき交付される収入です。地方譲与税、地方交付税、国庫・道支出金、地方債などがあります。

性質別経費
・ 目的別経費

性質別経費とは、その経済的性質を基準として人件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費などに分類したものです。目的別経費とは、経費を行政目的毎に分類したもので、総務費、民生費、土木費などがあります。

義務的経費

市の歳出の中で、支出が義務付けられた経費のことです。職員給与費などの人件費、生活保護費などの扶助費、地方債の元利償還金である公債費があります。



稚内市の大きな財源の1つである地方交付税は、約160億円減少しており、基金の取り崩しを行って、財源を確保している状況です。また、平成20年度は、第三セクターの整理などによる基金を活用した結果、平成20年度末の残高は、31億円となっています。市民1人当たりになると、78,596円の残高になっています。

Q7 稚内市の貯金(基金)はいつまであるのですか？

そもそも「財政健全化法」ってなに??

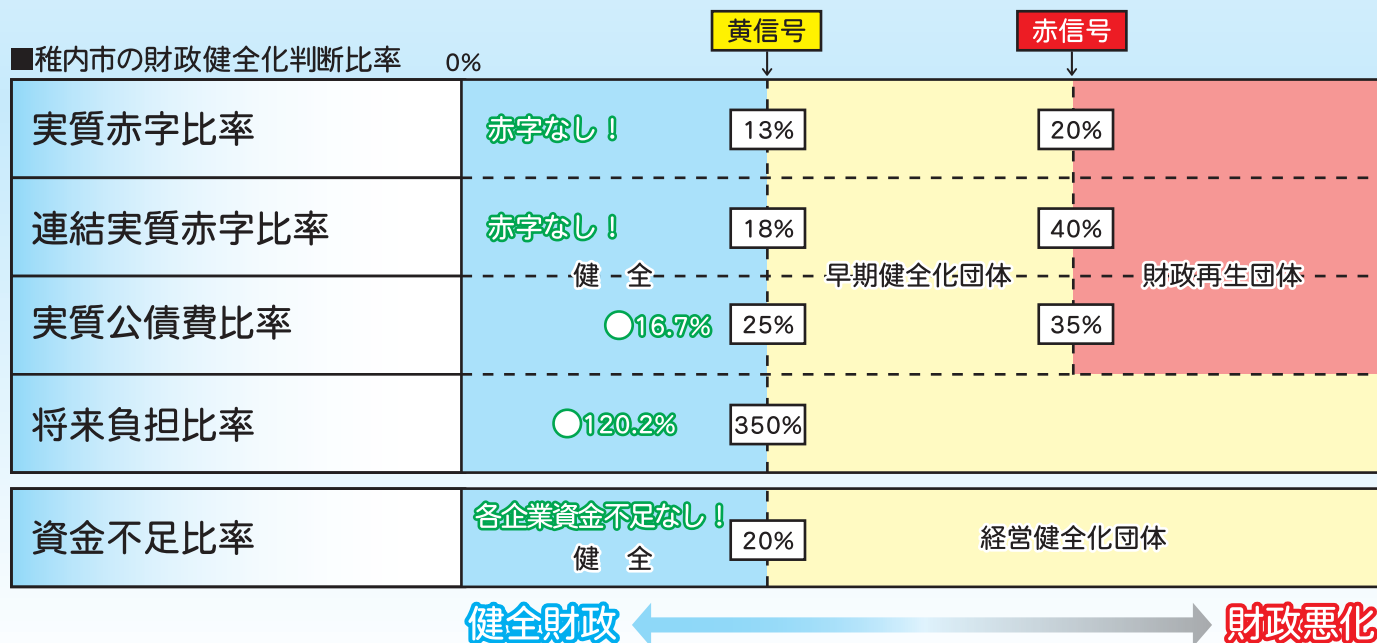
財政健全化法とは、地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、財政健全化判断比率により財政状況を把握し、悪化した地方公共団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

この基準には「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、この基準を超えると、「財政健全化計画」または

「財政再生計画」を策定し、健全な財政運営を目指すこととなります。

※全国では早期健全化団体が21団体、財政再生団体が1団体となっています。

このほか、公営企業の経営健全化基準として「資金不足比率」があります。



稚内市は、一般会計・特別会計・企業会計に赤字がないため、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は発生していません。

また、平成20年度に第三セクターなどの解散・整理を行った結果、「実質公債費比率」は、単年度の負担が増えたため、昨年度よりも0.7%増となっていますが、「将来負担比率」については、将来負担すると見込まれる金額が少なくなったため、6.3%減となりました。

「稚内市財政の状況」などの各資料を、市ホームページでご覧になれます！

今回の財政特集号には掲載されていない詳細な財政状況について、ホームページで見ることができます。ぜひご覧ください。



問い合わせ

市財政契約課財政グループ ☎23-6390(直通)
 zaiseikeiyaku@city.wakkanai.hokkaido.jp